

飯山市保育の必要性の認定に関する基準を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条に規定する保育の必要性の認定に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（保育の必要性の認定基準）

第3条 保育の必要性の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 1月において、48時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。
- (9) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。
- (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（飯山市保育の実施に関する条例の廃止）

- 2 飯山市保育の実施に関する条例（昭和62年飯山市条例第7条）は、廃止する。

飯山市保育の実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第1項の規定に基づき、保育の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(保育の実施基準)

第2条 保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- (1) 居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 市長が認める前各号に類する状態にあること。

(保育料の減免)

第3条 市長は、特別の事情があると認めたときは保育料を減免することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

子ども・子育て支援法施行規則（抜粋）

第8条 法第21条に規定する内閣府令で定める期間は、次の各号に掲げる小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 1 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども 支給認定が効力を生じた日（以下「効力発生日」という。）から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間
- 2 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第2号、第6号、第7号、第9号及び第10号に掲げる事由に該当する場合を除く。） 効力発生日から当該小学校就学前子どもが小学校就学の始期に達するまでの期間

（妊娠・出産）

- 3 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第2号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間
- イ 前号に掲げる期間
- ロ 効力発生日から、当該小学校就学前子どもの保護者の出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間

（求職活動）

- 4 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第6号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間
- イ 第2号に掲げる期間
- ロ 効力発生日から、同日から起算して90日を限度として市町村が定める期間を経過する日が属する月の末日までの期間

（就学）

- 5 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第7号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 次に掲げる期間のうちいずれか短い期間
- イ 第2号に掲げる期間
- ロ 効力発生日から当該小学校就学前子どもの保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日までの期間

（育児休業）

- 6 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第9号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第1条第9号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

（市長が認める事由）

- 7 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に該当する子ども（当該小学校就学前子どもの保護者が第1条第10号に掲げる事由に該当する場合に限る。） 第1条第10号に掲げる事由に該当するものとして認めた事情を勘案して市町村が定める期間

※ 8～13は3号認定子どもに関する規定で、2号認定子どもに準ずる。

飯山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。

（保育料）

第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料（飯山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年飯山市条例第20号）第13条第1項に規定する利用者負担額及び同条例第43条第1項に規定する利用者負担額をいう。以下同じ。）は、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号、第30条第2項第1号から第3号まで及び附則第9条第1項各号に規定する政令で定める額を限度として規則で定める額とする。

（保育料の徴収）

第4条 市長は、市が設置する保育所（飯山市保育所設置条例（昭和39年飯山市条例第42号）第2条に規定する保育所をいう。以下同じ。）において支給認定子どもに対して保育を行ったときは、当該支給認定子どもの支給認定保護者から前条に規定する保育料を徴収する。

2 市長は、法附則第6条第1項の規定により同項に規定する特定保育所が支給認定子どもに対して市が支払う保育費用に係る保育を行ったときは、当該支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者から前条に規定する保育料を徴収する。

（時間外保育料）

第5条 市長は、市が設置する保育所において支給認定子どもに対して法第59条第2号に規定する時間外保育事業による時間外保育を行ったときは、当該支給認定子どもの支給認定保護者から時間外保育料を徴収する。

2 時間外保育料の額は、時間外保育に要する費用を勘案して規則で定める。

（一時預かり保育料）

第6条 市長は、市が設置する保育所において法第59条第10号の一時預かり事業による一時預かり保育を行ったときは、当該保育を受けた子どもの保護者から一時預かり保育料を徴収する。

2 一時預かり保育料の額は、一時預かり保育に要する費用を勘案して規則で定める。

（保育料等の減免）

第7条 市長は、特別な理由があると認めるときは、保育料等（前3条の規定により市長が徴収する保育料、時間外保育料又は一時保育料をいう。）を減額し、又は免除することができる。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

飯山市保育所使用料徴収条例の一部を改正する条例（案）

飯山市保育所使用料徴収条例（昭和 39 年飯山市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 225 条」を「第 228 条第 1 項」に改める。

第 2 条中「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 24 条に規定する措置児童以外の児童」を「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する小学校就学前子ども以外の小学校就学前子ども」に改める。

第 3 条第 1 項中「法第 24 条に定める措置児童に要する費用を基準にして算定した額とする」を「飯山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成 27 年飯山市条例第 一 号）第 3 条に規定する保育料の額の範囲内において別に定める」に改め、同条第 2 項中「、25 日」を「25 日」に改める。

第 4 条中「、月額」を「月額」に、「、毎月末日」を「毎月末日」に改める。

第 6 条中「すでに」を「既に」に改め、同条ただし書中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第 1 号中「、休日」を「及び休日」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第 2 号中「こえる」を「超える」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

飯山市保育所使用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第228条第1項</u>の規定により、飯山市保育所設置条例（昭和39年飯山市条例第42号）第2条に規定する保育所の使用料の徴収について必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲) 第2条 この条例は、<u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子ども以外の小学校就学前子ども</u>の保育所の使用料について適用する。 (使用料の額) 第3条 使用料の額は、<u>飯山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年飯山市条例第 号）第3条に規定する保育料の額の範囲内において別に定める。</u> 2 月の中途中で入所又は退所した場合の使用料の額は、日割計算とすることができる。この場合において、1月は<u>25日</u>として計算する。 (使用料の納付) 第4条 使用料は<u>月額</u>とし、その納期限は<u>毎月末日</u>とする。 (使用料の減免及び徴収猶予) 第5条 市長は、使用料を納入することが困難と認められる者については、その使用料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。 (使用料の還付) 第6条 <u>既に</u>納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 休園日数（日曜日<u>及び休日</u>を除く。以下同じ。）が1月のうち10日	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第225条</u>の規定により、飯山市保育所設置条例（昭和39年飯山市条例第42号）第2条に規定する保育所の使用料の徴収について必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲) 第2条 この条例は、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条に規定する措置児童以外の児童</u>の保育所の使用料について適用する。 (使用料の額) 第3条 使用料の額は、<u>法第24条に定める措置児童に要する費用を基準にして算定した額</u>とする。 2 月の中途中で入所又は退所した場合の使用料の額は、日割計算とすることができる。この場合において、1月は、<u>25日</u>として計算する。 (使用料の納付) 第4条 使用料は、<u>月額</u>とし、その納期限は、<u>毎月末日</u>とする。 (使用料の減免及び徴収猶予) 第5条 市長は、使用料を納入することが困難と認められる者については、その使用料を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。 (使用料の還付) 第6条 <u>すでに</u>納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 休園日数（日曜日、<u>休日</u>を除く。以下同じ。）が1月のうち10日を

改正後	改正前
を<u>超える</u>とき。 (2) 休園日数が引き続き10日を<u>超える</u>とき。 (3) その他市長が還付を適当と認めるとき。 (補則) 第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。	<u>こえる</u>とき。 (2) 休園日数が引き続き10日を<u>こえる</u>とき。 (3) その他市長が還付を適当と認めるとき。 (補則) 第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。